

資金移動業者の口座への賃金支払について

令和2年8月27日 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）

- キャッシュレス化の促進や外国人労働者を含む多様な賃金払いのニーズへの対応という点で必要な施策であり、制度化に向けた議論が始まることは歓迎したい。賃金の確実な支払いなど労働者保護といった観点が大前提であり、特に資金保全のスキームが重要。また、企業側としては多様な受け取りニーズに全て対応することは難しい面もあるため、その点についてもバランスを図る議論が必要。
- 資金移動業者の破綻や統廃合の可能性やその際のスムーズな払戻し、資金保全について懸念がある。
- 賃金は通貨払いが原則であり、いつでも換金できることが重要。
- 資金移動業者に労働者の賃金や購買に関する個人データが蓄積されることになるため、データの利活用や流出に対する厳格な管理体制の構築が必要。また、本人確認の厳格性といったセキュリティの観点、賃金支払い口座として資金移動業者が適切なのか。
- スマートフォン等紛失した場合の対応を検討するべき。紛失した場合も銀行のように窓口でのやり取りができず、即座に引き出しができないのではないか。
- 通貨払いの原則は維持するべき。賃金は労働者の生活の基盤であり、ペイロール払いは労働者保護及び安全性担保の観点から多くの懸念があり、制度化の検討の前に課題の整理が必要。
- 確実に資金保全がなされるのであれば制度化を進めるべき。技能実習や特定技能の際に活用されるだろう。現在、様々な資金移動業者が登録されていて、事業者としてはどこを選択したらいいのかが分からない。また、振込み手数料を低くして、事業者に負担がかからないようにしてほしい。
- 資金保全・換金性の2点が重要。資金保全については破綻や不正といったリスクへの対応を検討し、換金性については、通貨と変わらない利便性を確保することが重要。その他の課題については、労働者の同意の取り方やマネロン対策が考えられる。現在でも通貨払いの例外として銀行口座、証券口座が認められているが、それらについて資金保全・換金性・本人同意の在り方がどうなっているかを整理して示してほしい。
- 今回は様々な懸念が示されたが、労働者保護と関連性の薄い指摘もあったため、今後は労働者保護の観点に絞って課題を整理すべき。

資金保全について

【銀行その他の金融機関の場合】

- 銀行その他の金融機関が破綻した場合、預金保険制度により、一般預金等(利息のつく普通預金や定期預金等)については、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1000万円までと破綻日までの利息が保護される。
- 預金保険制度で保護される預金等の払戻しに要する時間については、破綻金融機関の預金者データの整備状況によって異なるが、準備が整い次第、速やかに払い戻しが可能となるように対応。

※ 金融庁・預金保険機構のパンフレットのQ&Aでは、「例えば金曜日に破綻した場合、翌週月曜日から払い戻せるように努める」とされている。

【資金移動業者の場合】

- 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額(未達債務[利用者から受け入れた資金]+還付手続費用)」を把握し、基準期間(1週間)における最高額^(※1)を、当該基準期間の末日から1週間以内^(※2)に供託所に供託することにより、資金を保全する義務がある。供託に代えて金融機関との保全契約を締結することも可能。

※1 信託契約の場合、基準期間を毎営業日とし、各営業日における要履行保証額を、翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。

※2 保全方法については、今後施行される予定である改正資金決済法において、改正されている。(参考資料参照)

- 資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続により、供託等によって保全されている資産から弁済を受けられることができるが、例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、業者破綻時に供託額が必ずしも十分でなく、債権額に応じて按分した額しか受け取れない可能性がある。
- また、十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続のため、供託金の還付に半年程度が必要。

《参考》【証券会社の場合】

- 証券会社は、固有財産と顧客資産の分別管理が義務付けられ、顧客から預託を受けた金銭等に相当する額について信託する義務があることから、証券会社が破綻した場合にも顧客の預託した資金は保全される。また、証券会社において分別管理義務違反により、顧客資産の返還ができない場合には、投資者保護基金制度により、上限1,000万円まで補償される。

※ 金融商品取引法に基づいた制度。

銀行その他金融機関、証券会社、資金移動業者の比較②

換金性について

| | 銀行その他金融機関 | 資金移動業者 | 《参考》証券会社 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金の方法 | <ul style="list-style-type: none">・銀行窓口での受取・銀行ATM等での引出し | <ul style="list-style-type: none">・提携先店舗での受取・銀行口座に送金後、銀行ATM等で引出し・提携金融機関のATMでの引出し | <ul style="list-style-type: none">・証券会社窓口での受取・銀行口座への送金後、銀行ATM等での引出し・提携金融機関のATMでの引出し |
| 手数料 | 無料～一定額 | 無料～一定額 | 無料～一定額 |

上記は代表的なものであり、換金の方法、手数料については各機関、各業者により異なる。

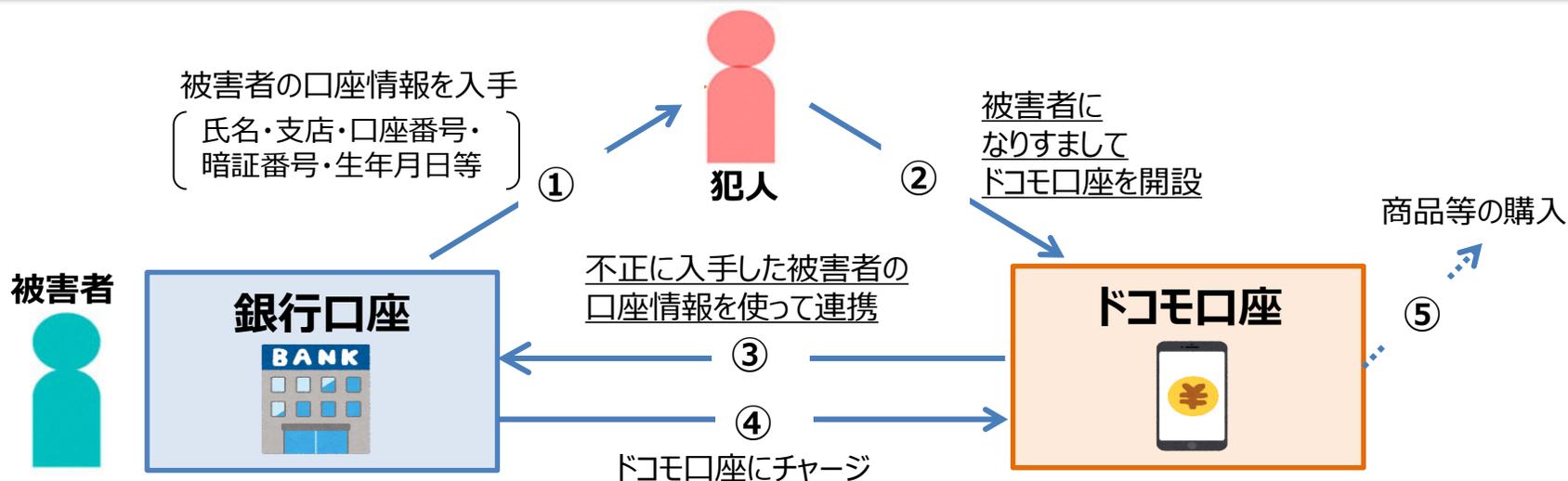
※ 換金(出金)の単位については、個社や換金の方法にもよるが、証券総合口座については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハにおいて賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、一円単位でできること」を要件としている。

本人同意の方法について

【銀行その他の金融機関及び証券会社の場合】

- 次に掲げる事項を記載した書面による個々の労働者の申出又は同意を求めている。
 - ・口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
 - ・指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号、又は指定する証券会社店舗名並びに証券口座の口座番号
 - ・開始希望時期

「ドコモ口座」を利用した銀行口座不正出金事案の概要と対応



(上図資料出所) 令和2年9月10日NTTドコモ記者会見時プレゼン資料をもとに厚生労働省労働基準局作成。

| | 銀行 | ドコモ口座(資金移動業者) |
|------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事案の 主な原因 | 銀行が資金移動業者と連携する際に、暗証番号といった記憶要素のみで認証していたこと | ドコモ口座では、銀行において本人確認済の顧客であるかどうかを確認する方法により本人確認を実施していたこと |
| 「事務ガイド ライン案」「監 督指針案」に おける主な 対応(※2) | ・銀行は、 <u>実効的な多要素認証(※1)を導入する</u> | ・資金移動業者は、連携先の銀行において実効的な多要素認証(※1)が導入されているか確認する ・資金移動業者の利用者について、本人確認書類等により確認した利用者の情報と連携先が保有する情報を照合し、利用者と預金者との同一性を確認する |

(※1) 多要素認証とは、①固定のID・パスワード等による「記憶」認証だけでなく、②ワンタイムパスワード・公的個人認証(マイナンバーカードの電子証明書)等による「所持」認証といった複数の要素を組み合わせた認証方式をいう。

(※2) 金融庁において、令和2年12月25日から令和3年1月25日にパブリックコメントを実施していた「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係14 資金移動業者関係)の一部改正(案)」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の主な内容。

上記のほか、不正取引による顧客被害が発生した場合に速やかに補償を行う必要があるため、銀行と資金移動業者の間で、補償実施者を含めた補償の方針や責任分担等について、あらかじめ取り決めておくこと等の内容が盛り込まれている。

昨年8月27日の労働条件分科会における意見等を踏まえて考えられる課題

- 昨年8月27日の労働条件分科会における意見等を踏まえれば、労働者保護の観点から、たとえば以下の点については、少なくとも課題として考えられるのではないか。

1. 資金保全

- ・労働者の生活の糧である賃金について、資金移動業者が破綻した場合に、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みが必要ではないか。

※ 現行の資金決済法の仕組みでは、供託金が還付されるまで、債権申出や配当表確定の手続きに約半年かかる

2. 不正引出し等への対応

- ・セキュリティ不備による不正引出し等への対策や補償の仕組みが必要ではないか。

※ 補償方針については、今後施行される予定である改正資金決済法において、規定されている(参考資料参照)

3. 換金性

- ・賃金は通貨払いが原則であることを踏まえれば、適時に換金(出金)できることが必要ではないか。

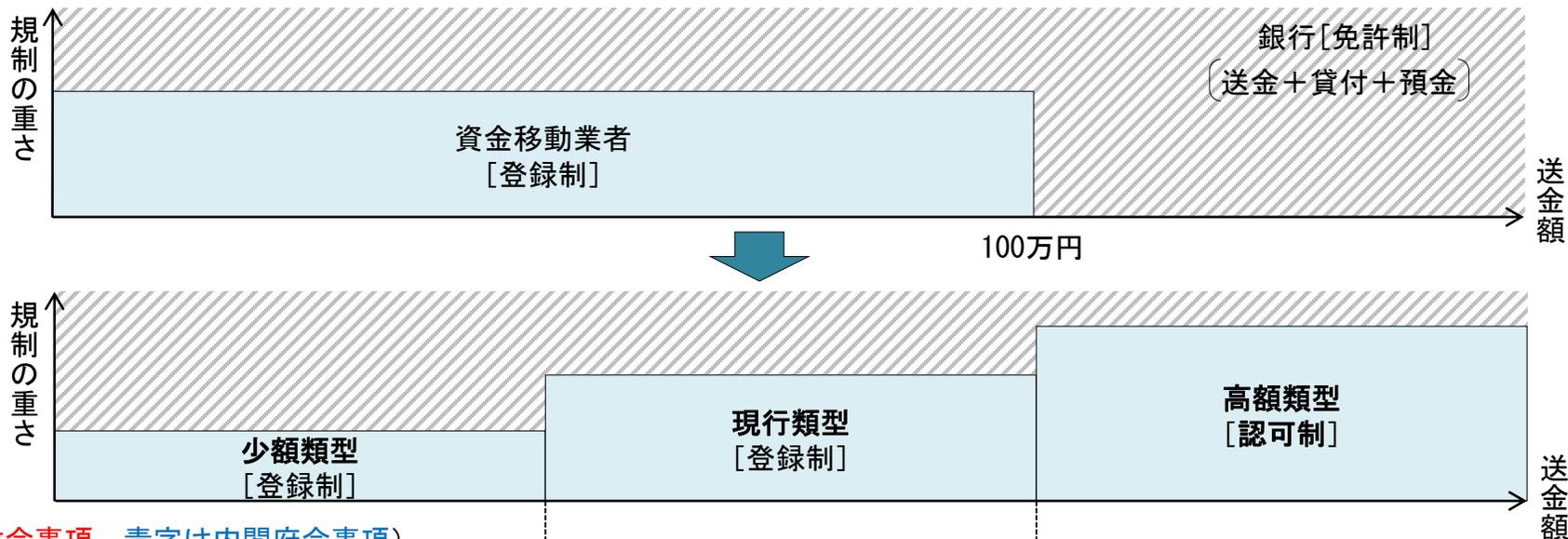
4. その他

- ・厳格な本人確認等、賃金支払業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していることが必要ではないか。

参考資料

【法改正のポイント】

- 資金移動業に、現行類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



(赤字は政令事項、青字は内閣府令事項)

| | | | |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 送金上限額 | 5万円以下/件 | 100万円以下/件 | 上限なし |
| 利用者資金の滞留 | 滞留可 ただし、受入上限額5万円以下 | 滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備 | 原則滞留不可 送金額/送金日/送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金 |
| 利用者資金の保全方法 | 右記に代えて預金管理も可 | 供託/保証/信託で全額保全 | |
| | 週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全 | | 営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全 |
| その他 | 第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供 | | |

※ なお、資金移動業の利用者のアカウントを不正に利用する場合(乗っ取り)の補償等について、日本資金決済業協会において、検討を行い、今後、指針等として取りまとめる予定としている。